

Q. 日本人の夫と離婚して、S県から名古屋に引越して来た。夫が出した**離婚届の証明**が必要になったがどこでもらえるか。

A. 離婚届を出したことの証明は、届け出を受け付けた市区町村役場で発行されます。前夫がどこに離婚届を出したか知らないのであれば、前夫に届を出した市区町村役場がどこかを確認して、発行申請することになります。前夫は日本人なので、日本の市区町村役場では一定期間が過ぎると、受理した届出書は、法務局に移し、保管することになっています*。
まずは、届け出をされた市区町村役場で問い合わせてみてください。

*1 か月間は市区町村役場で保管され、それ以降は法務局で保管されます(保存期間:27年間)。